

令和8年度 小水力発電開発促進支援事業 補助金 募集要項

企業局電気工水課

令和8年9月14日

1 事業目的

小水力発電の開発を行う者に対して、山口県企業局（以下「企業局」という。）が、流量調査、設計又は建設工事の経費の一部又は全額を助成することにより、地域が主体となって取り組む小水力発電の開発を促進し、もって地域の活性化に資することを目的とします。

2 定義

この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 小水力発電 最大出力20kW未満の水力発電施設を利用して発電することをいう。
- (2) 小水力発電事業 (1)により発電した電気を再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）に基づき全量売電することをいう。ただし、FITの地域活用要件において、FITによる売電以外で活用する電気についてはこの限りでない。
- (3) 流量調査 河川等の流量を「発電水力流量調査の手引き」（社団法人 電力土木技術協会）に基づき、毎月、実測調査することをいう。
- (4) 設計 流量調査等を踏まえて小水力発電施設の建設工事に係る設計を行うことをいう。
- (5) 建設工事 流量調査、設計等を踏まえて新たに小水力発電施設を整備することをいう。

3 事業概要

(1) 補助申請者

本事業により補助金の交付を申請することができるのは、「農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動」又は「環境の保全を図る活動」を主たる目的とする特定非営利活動法人（主たる事業所の所在地が山口県内）、法人格を有する自治会その他山口県公営企業管理者（以下「管理者」という。）が認める法人あるいは発電施設の設計開始までにこれらの法人を設立する予定の任意団体代表者又は個人で、次の各号に掲げる要件を満たす者としてします。

なお、申請後や交付決定後に要件を満たさない事由が発生、判明した場合、補助金を交付しない、あるいは、補助金の返還を求める場合があります。

ア 山口県内で新たに小水力発電施設を整備し、小水力発電事業を計画していること。

イ 本支援事業補助金を受けて小水力発電事業を行った場合は、売電開始後20年間に発生した利益は、毎年度、地域活性化の事業に全額充当すること。

ウ 企業局の行う小水力発電開発促進支援事業の技術支援事業に申し込んでいること。

エ 流量調査、設計又は建設工事は、山口県の「建設工事等競争入札参加資格」を有する業者

に発注すること。

オ 企業局が行う小水力発電に関する啓発活動に協力できること。

カ 申請者は、山口県税の滞納をしていないこと。また、山口県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団との関係を有しない者であること。

(2) 補助対象経費等

ア 流量調査

区 分	内 容
交付対象経費	発電施設の事業化に向けた流量調査に要する調査分析費、機械器具費及び工事費(千円未満は切捨)、用地賃借料。 ただし、用地取得費に要する経費を除く。
補助率	10/10
補助金限度額	2,000千円(12か月分) ※申請年度の調査期間が12月に満たない場合は、月割り額を限度額とする。

イ 設計

区 分	内 容
交付対象経費	発電施設の建設工事に係る設計に要する経費
補助率	10/10
補助金限度額	5,000千円

ウ 建設工事

区 分	内 容
交付対象経費	発電施設の建設工事に要する経費
補助率	10/10
補助金限度額	10,000千円

※設計と建設工事を一体で行う場合、補助金限度額は、設計と建設工事を合わせて15,000千円とします。

※他の補助金・助成金等の採択を受けた事業は、本補助金の交付の対象となりません。

※消費税及び地方消費税は、消費税法における納税義務者とならない補助申請者を除き、補助金の対象外とします。

(3) 採択件数

ア 流量調査 1件程度

イ 設計 1件程度

ウ 建設工事 1件程度

4 申請方法等

(1) 募集開始

令和8年9月14日（月）から

※補助金額が予算枠に達した時点で補助を終了します。

※補助金交付決定通知書に記載される交付決定通知日以降に、委託又は工事に着手してください。

(2) 提出書類

ア 補助金交付申請書(様式)

イ 事業計画書及び収支予算書(様式別紙)

ウ 調査地点・建設予定場所の使用に関する書類（占有許可証、賃貸借契約書等）

エ 調査地点・建設予定場所の位置図

オ 法人概要（任意団体の場合は団体概要）

カ 法人定款

キ 登記簿謄本(任意団体代表者又は個人の場合、住民票)

ク 直近の事業年度の財務諸表（法人の場合）

ケ 納税証明書(都道府県税に未納税額がないことを記載したもの)

コ その他参考となる書類（建設予定場所の流量資料等（設計又は建設工事の場合）、建設工事に係る設計資料等（建設工事の場合））

なお、提出書類は返却しませんので御注意ください。

(3) 申請部数 1部

(4) 申請先

〒 753-8501 山口市滝町1番1号

山口県企業局 電気工水課 調整・管財班 宛て

5 審査

審査は、企業局内に設置する「小水力発電開発促進支援事業審査委員会」において行い、企業局が行う小水力発電開発促進支援事業の技術支援事業等で得られたデータ（流量、落差、設計資料等）を基に算定した採算性や水利権の状況等により実現性の高いものを採択します。結果については、後日、申請者宛てに通知します。

6 その他

(1) 別添の「小水力発電開発促進支援事業 補助金交付要綱」を必ず読んでください。

なお、募集要項2(2)又は交付要綱第3条第二号の「小水力発電事業」中の、「FITの地域活用要件において、FITによる売電以外で活用する電気」とは、FITの地域活用要件における自家消費又は災害時を含む電気の当該地方公共団体への供給を表します。

(2) 本事業は、営利を目的として開発を行う者には適用されません。申請者の具体的な事業の内容や地域活性化に対する考えが本事業に合致していることを法人定款、法人概要、その他関係資料により確認します。

(3) 流量調査、設計、建設工事及び維持管理に当たっては、原則、複数者の入札又は見積としてください。また、交付決定日より前に契約している場合は、対象外となります。

- (4) 小水力発電施設のリース契約による設置は、対象外です。
- (5) 自己負担の全部又は一部が融資による場合は、融資の内容を契約書等で確認させていただきます。
- (6) 実績報告書の内容を確認した後、補助金を交付します。
- (7) 補助金を受けて小水力発電事業を行った場合、売電開始後20年間（地域活性化事業に充当する金額が補助金の額に達した場合はその期間）、毎年度、小水力発電事業の収支の内訳、売電実績及び地域活性化事業の実績について、報告書を提出していただきます。小水力発電施設が適正に管理され、補助申請時に見込まれた年経費をベースに、売電により発生した利益を適切に地域活性化に充当していることを確認します。

なお、当該事業を期間の途中で廃止する場合は、交付要綱の承認申請を要するとともに廃止理由、経過年数及び地域活性化への充当状況を勘案し、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- (8) 補助対象期間は、原則単年度とします。ただし、工程上単年度では事業完了が不可能であると確認できるものについては複数年度の計画で申請してください。その場合でも、年度毎の申請・審査により補助金を交付することになりますので、年度毎の実施内容及び金額等が明確に確認できるようにしてください。次年度の補助金は、予算の状況や審査によっては交付できない場合があります。

《例：2か年計画の場合》

令和8年度	令和9年度
○補助金額の確定・支払 ○実績報告・審査 ○事業開始 ○審査・交付決定 ○交付申請	○補助金額の確定・支払 ○実績報告・審査 ○審査・交付決定 ○交付申請

- (9) 補助金額が予算枠に達した時点で補助を終了しますので、お早めにご相談ください。

7 問い合わせ先

〒 753-8501 山口市滝町1番1号
山口県企業局 電気工水課 調整・管財班
TEL:083-933-4030 FAX:083-933-4029